

競技者規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本学生サーフィン連盟（以下「NSSA」という。）は、一般社団法人日本サーフィン連盟（以下「NSA」という。）の規定、及び公益財団法人日本体育協会のスポーツ憲章に準じ、サーフィン競技の健全な普及、発展を図ることを目的として、本規程を制定する。

(定義)

第2条 本規程における競技者資格を有する者とは、サーフィンを愛好し、NSSAに競技者として登録された者をいう。

(登録資格)

第3条 NSSAは、次の者を競技者として登録することはできない。また、すでに登録した競技者が次の事項に該当した場合は、その登録を取り消さなければならない。

- (1) NSSAの定款または規約等に反し、競技者として著しく品位名誉を傷つけた者。
- (2) ドーピングまたは暴力行為等によりフェアプレー精神に反した者。
- (3) NSSAの役員または会員として資格の停止除名の処分等を受けた者。
- (4) その他、理事会の決議により登録を不可とされている者。

次の者はアマチュア競技者として登録することはできない。

ただしNSSAが主催する競技会において、プロ出場可とした競技会はその限りではない。

- (1) 大会賞金を授与した競技者。
- (2) プロとしての競技活動及び名称利用等の中止を宣言していない者。
- (3) プロとしての活動をする意思の有る者。
- (4) サーフィンで得た自己の名声を商業宣伝に利用し、金銭の授与を得ている者。
- (5) その他、理事会の決議によりアマチュア競技者として登録を不可とされている者。

登録種別

- (1) 大学生・専門学校学生登録 大学・短期大学・専門学校またはそれに準じる学校法人に在籍している者。
- (2) OB・OG登録 大学・短期大学・専門学校またはそれに準じる学校法人のクラブに在籍していた者。
NSSA OB・OG 会事務局が認め、大学・短期大学・専門学校またはそれに準じる学校法人でサーフィンに取り組んでいた者。

登録方法は、平成28年3月6日に制定された、一般社団法人日本学生サーフィン連盟の規程に準じる。

(協力義務)

第4条 競技者はNSSAが、特別の目的を持って実施する事業又はキャンペーン等には、積極的に協力しなければならない。

- (1) 競技者はNSSAの指定した商業マークの着用に積極的に協力しなければならない。
- (2) NSSAとタイアップし競技者の肖像を使用したライセンスの商品化。又は、講演会、講習会等へのイベントには積極的に協力しなければならない。

(賞金等管理)

第5条 アマチュア競技者がプロアマ混合の試合において得た賞金は直接に授与せず、主催団体とその取扱いを協議するものとする。

(公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構による解決)

第6条 NSSAのする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定められていない事項については、理事会の決議によるものとする。

附則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。(平成26年8月3日 常任委員会決定)